

令和7年度 宝達志水町水道事業水道水質検査計画

1. 基本方針

- (1) 検査地点は、浄水場ごとの各配水系統における給水栓(浄水)、浄水場入口(原水)及び水源とします。
- (2) 検査項目は、原則として水道法で定められた項目の検査を実施します。
- (3) 検査頻度は、水道法に基づくとともに過去の水質検査の結果より設定します。
- (4) 必要に応じて臨時の水質検査を実施します。
- (5) 検査計画については、水道使用者に公表します。

2. 水道事業の概要

- (1) 給水状況(令和5年度水道統計)

宝達志水町上水道

給水区域内人口	11,820 人
給水人口	10,665 人
1日あたりの施設能力	7,805m ³
1日あたりの最大給水量	4,020m ³
1日あたりの平均給水量	3,351m ³

- (2) 水道施設の概要

宝達志水町の水道は、主に地下水(深井戸)を水源とし、それぞれの原水水質に対応した浄水処理を行っています。また、押水地区については石川県水道用水供給事業から受水をしています。各施設の主な概要は次のとおりです。

押水地区

施設の名称	水源の種類	1日あたりの浄水能力	浄水の方法	使用している薬品
森本浄水場	深井戸	500m ³	塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム
	受水	2,380m ³		

志雄地区

施設の名称	水源の種類	1日あたりの浄水能力	浄水の方法	使用している薬品
下石浄水場	深井戸 (3本)	4,925m ³	塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム
			マンガン接触ろ過方式	

3. 水質検査の採水地点

浄水および原水の採水地点は次のとおりです。

浄水の採水地点

押水地区(3箇所)

配水区	採水地点
低区	宿会館
高区	山崎会館
森本	森本会館

志雄地区(2箇所)

配水区	採水地点
第2	出浜会館
所司原・走入	所司原地内・個人宅

原水の採水地点

押水地区(1箇所)

系統施設	採水地点	水源の種類
森本浄水場	森本水源地	深井戸

志雄地区(3箇所)

系統施設	採水地点	水源の種類
下石浄水場	志雄1号水源	深井戸
	志雄4号水源	深井戸
	志雄5号水源	深井戸

4. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査(浄水)

色及び濁り並びに消毒の残留効果(遊離残留塩素)の検査は、水道法に基づき1日1回の検査を行います。

(2) 水質基準項目(浄水及び原水)

水質基準項目の検査は以下の表のとおり行います。

① 浄水12項目

項目番号	検査項目	基準値	検査頻度
1	一般細菌	100 個/mL 以下	年8回
2	大腸菌	検出されないこと	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	
38	塩化物イオン	200mg/L 以下	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	
46	有機物(TOC)	3mg/L 以下	
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	
48	味	異常でないこと	
49	臭気	異常でないこと	
50	色度	5 度以下	
51	濁度	2 度以下	

② 浄水32項目

項目番号	検査項目	基準値	検査頻度
1	一般細菌	100 個/mL 以下	年3回
2	大腸菌	検出されないこと	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	
13	ホウ素及びその化合物	1mg/L 以下	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	
26	臭素酸	0.01mg/L 以下	

項目番号	検査項目	基準値	検査頻度
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	年3回
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	
38	塩化物イオン	200mg/L 以下	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	
46	有機物(TOC)	3mg/L 以下	
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	
48	味	異常でないこと	
49	臭気	異常でないこと	
50	色度	5 度以下	
51	濁度	2 度以下	

③浄水全項目

項目番号	検査項目	基準値	検査頻度
1	一般細菌	100 個/mL 以下	年1回
2	大腸菌	検出されないこと	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	
13	ホウ素及びその化合物	1mg/L 以下	
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	

項目番号	検査項目	基準値	検査頻度
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	年1回
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	
26	臭素酸	0.01mg/L 以下	
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L 以下	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	
35	銅及びその化合物	1mg/L 以下	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	
38	塩化物イオン	200mg/L 以下	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	
40	蒸発残留物	500mg/L 以下	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	
42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	
45	フェノール類	0.005mg/L 以下	
46	有機物(TOC)	3mg/L 以下	
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	
48	味	異常でないこと	
49	臭気	異常でないこと	
50	色度	5 度以下	
51	濁度	2 度以下	

④原水11項目

項目番号	検査項目	基準値	検査頻度
1	一般細菌	100 個/mL 以下	年3回
2	大腸菌	検出されないこと	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	
38	塩化物イオン	200mg/L 以下	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	
46	有機物(TOC)	3mg/L 以下	

項目番号	検査項目	基準値	検査頻度
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	年3回
49	臭気	異常でないこと	
50	色度	5 度以下	
51	濁度	2 度以下	

⑤原水全項目

項目番号	検査項目	基準値	検査頻度
1	一般細菌	100 個/mL 以下	年1回
2	大腸菌	検出されないこと	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	
13	ホウ素及びその化合物	1mg/L 以下	
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L 以下	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	
35	銅及びその化合物	1mg/L 以下	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	
38	塩化物イオン	200mg/L 以下	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	
40	蒸発残留物	500mg/L 以下	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	
42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	

項目番号	検査項目	基準値	検査頻度
45	フェノール類	0.005mg/L 以下	年1回
46	有機物(TOC)	3mg/L 以下	
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	
49	臭気	異常でないこと	
50	色度	5 度以下	
51	濁度	2 度以下	

(3)水質管理目標設定項目(浄水及び原水)

水質管理目標設定項目の検査は以下の表のとおり行います。

項目番号	検査項目	目標値	検査頻度
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L 以下	年1回
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L 以下(暫定)	
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L 以下	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
8	トルエン	0.4mg/L 以下	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L 以下	
10	亜塩素酸	0.6mg/L 以下	
12	二酸化塩素	0.6mg/L 以下	
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下(暫定)	
14	抱水クロラール	0.02mg/L 以下(暫定)	
16	残留塩素	1mg/L 以下	
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L 以上 100mg/L 以下	
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L 以下	
19	遊離炭酸	20mg/L 以下	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下	
21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L 以下	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L 以下	
23	臭気強度(TON)	3 以下	
24	蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下	
25	濁度	1 度以下	
26	pH 値	7.5 程度	
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力 0 に近づける	
28	従属栄養細菌	1mL の検水で形成される集落数が 2,000 以下(暫定)	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L 以下	
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L 以下	

※農薬類

項目番号	検査項目	目標値	検査頻度
21	エトフェンプロックス	0.08mg/L 以下	年1回
27	カフェンストロール	0.008mg/L 以下	
34	グリホサート	2mg/L 以下	
41	クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L 以下	
42	ジウロン(DCMU)	0.02mg/L 以下	
53	シメトリン	0.03mg/L 以下	
60	チオファネートメチル	0.3mg/L 以下	
66	トリシクラゾール	0.1mg/L 以下	
67	トリフルラリン	0.06mg/L 以下	
77	フィプロニル	0.0005mg/L 以下	
78	フェニトロチオン(MEP)	0.01mg/L 以下	
82	フェントエート(PAP)	0.007mg/L 以下	
84	フサライド	0.1mg/L 以下	
89	プレチラクロール	0.05mg/L 以下	
96	ベノミル	0.02mg/L 以下	
97	ペンシクロン	0.1mg/L 以下	
100	ベンタゾン	0.2mg/L 以下	
115	モリネート	0.005mg/L 以下	

(4) クリプトスポリジウム指標菌検査(原水)

検査は毎月1回行います。

志雄地区は3つの水源の混合水を1試料とします。

5. 臨時の水質検査

次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源に異常があったとき。
- (2) 水源付近、給水区域およびその周辺に消化器系伝染病が流行しているとき。
- (3) 浄水過程に異常があったとき。
- (4) 配水管の大規模な工事等、水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (5) その他必要があると認められるとき。

6. 関係者との連携

水道水で水質汚染事故が発生した場合には、石川県生活環境部環境政策課及び能登中部保健福祉センターと連携を図りながら、現地調査や水質検査を行い、水道水の安全を確保します。